

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる
実態と意向に関する調査報告書

【旭川市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

(2)調査対象

旭川市内法定単位民生委員児童委員協議会 34民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

(5)回収率

	対象	回答数	回収率
旭川市	34	34	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 令和6年6月以前	0 0.0%	31 15.1%	0 0.0%	5 2.4%	0 0.0%	26 12.7%
イ. 令和6年7～9月頃	8 23.5%	43 21.0%	3 8.8%	15 7.2%	5 14.7%	28 13.8%
ウ. 令和6年10～12月頃	16 47.1%	64 31.2%	10 29.4%	66 31.6%	6 17.6%	▲2 ▲0.4%
エ. 令和7年1～3月頃	8 23.5%	48 23.4%	16 47.1%	75 35.9%	▲8 ▲23.5%	▲27 ▲12.5%
オ. 令和7年4月以降	2 5.9%	19 9.3%	5 14.7%	48 23.0%	▲3 ▲8.8%	▲29 ▲13.7%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」がそれぞれ増加しており、退任の意向を確認する予定時期を早めている民児協が増えた。

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	34 100.0%	152 74.1%	32 94.1%	148 70.8%	2 5.9%	4 3.3%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	11 5.4%	0 0.0%	9 4.3%	0 0.0%	2 1.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	10 4.9%	0 0.0%	13 6.2%	0 0.0%	▲3 ▲1.3%
エ. 行政職員（一般職員）	0 0.0%	23 11.2%	0 0.0%	16 7.7%	0 0.0%	7 3.6%
オ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ. その他	0 0.0%	8 3.9%	2 5.9%	22 10.5%	▲2 ▲5.9%	▲14 ▲6.6%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が増加し、100.0%となった。

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 特に留任の働きかけをしていない	2 5.9%	23 11.2%	4 11.8%	25 12.0%	▲2 ▲5.9%	▲2 ▲0.7%
イ. 民児協会長等役員 (連合会長等も含む)	32 94.1%	152 74.1%	29 85.3%	146 69.9%	3 8.8%	6 4.3%
ウ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
エ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	8 3.9%	0 0.0%	10 4.8%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
オ. 行政職員(一般職員)	0 0.0%	13 6.3%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	1 0.6%
カ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	0 0.0%	6 2.9%	1 2.9%	14 6.7%	▲1 ▲2.9%	▲8 ▲3.8%
合 計	34 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」は5.9ポイント減少した。

設問4 留任に向けて工夫していること【自由記述】

記載量 34民児協中10民児協が回答 回答率29.4%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・ 退任理由を聞き、会長、副会長が継続できる方向性について協議する。
- ・ 理由を詳しく聞き、解決方法を検討する。
- ・ 本人の継続意思があればお願いする。その他の場合は早めに後任探し(会長及び本人)をする。
- ・ 定例会において、折を見て一斉改選の話をしながら「今後の留任、退任の件で相談にのります」と言っている。
- ・ 介護理由での退任の場合、忙しい事は承知の上で介護に専念した時どこで息抜きするの？民生委員同士の語り合いやアドバイスがもらえ、再考してもらい、留任した例もある。
- ・ 事情を聞きとり、留任に向けて課題・不安点を聞き取る。出来る限り留任をすすめ後任者のあてを確認。定年の方については、この限りではない。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 令和6年6月以前	3 8.8%	31 15.1%	2 5.9%	14 6.7%	1 2.9%	17 8.4%
イ. 令和6年7～9月頃	2 5.9%	26 12.7%	0 0.0%	9 4.3%	2 5.9%	17 8.4%
ウ. 令和6年10～12月頃	7 20.6%	61 29.8%	6 17.6%	57 27.3%	1 2.9%	4 2.5%
エ. 令和7年1～3月頃	14 41.2%	57 27.8%	11 32.4%	61 29.2%	3 8.8%	▲4 ▲1.4%
オ. 令和7年4月以降	8 23.5%	28 13.7%	15 44.1%	65 31.1%	▲7 ▲20.6%	▲37 ▲17.4%
無回答	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「オ. 令和7年4月以降」が20.6ポイント減少し、それ以前に取り組む項目がそれぞれ増加した。

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	27 79.4%	84 41.0%	23 67.6%	77 36.8%	4 11.8%	7 4.1%
イ. 民児協事務局	0 0.0%	22 10.7%	0 0.0%	21 10.0%	0 0.0%	1 0.7%
ウ. 行政	1 2.9%	66 32.2%	0 0.0%	64 30.6%	1 2.9%	2 1.6%
エ. その他	6 17.6%	33 16.1%	11 32.4%	47 22.5%	▲5 ▲14.7%	▲14 ▲6.4%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が11.8ポイント増加した。
【その他の具体的な内容】当地域の市民委員会(町内会連合会) / 民児協(現委員・会長・役員)町内会長 / 地区社協等 / 町内会等地域

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	33 97.1%	184 89.8%	34 100.0%	189 90.4%	▲1 ▲2.9%	▲5 ▲0.7%
イ. 社会福祉協議会	12 35.3%	17 8.3%	15 44.1%	13 6.2%	▲3 ▲8.8%	4 2.1%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	0 0.0%	3 1.5%	1 2.9%	2 1.0%	▲1 ▲2.9%	1 0.5%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	1 2.9%	13 6.3%	5 14.7%	6 2.9%	▲4 ▲11.8%	7 3.5%
オ. 教育関係機関	1 2.9%	5 2.4%	3 8.8%	13 6.2%	▲2 ▲5.9%	▲8 ▲3.8%
カ. PTA関係者	3 8.8%	15 7.3%	6 17.6%	25 12.0%	▲3 ▲8.8%	▲10 ▲4.6%
キ. 民間企業・事業者	0 0.0%	4 2.0%	1 2.9%	7 3.3%	▲1 ▲2.9%	▲3 ▲1.4%
ク. 地域サークル	2 5.9%	14 6.8%	3 8.8%	17 8.1%	▲1 ▲2.9%	▲3 ▲1.3%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	0 0.0%	12 5.9%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	0 0.1%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	9 26.5%	54 26.3%	8 23.5%	58 27.8%	1 2.9%	▲4 ▲1.4%
サ. その他	1 2.9%	19 9.3%	2 5.9%	19 9.1%	▲1 ▲2.9%	0 0.2%

➡ 前回調査と比べ、ほとんどの項目が微減となった。

【その他の具体的な内容】 市民委員会

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	30 88.2%	110 53.7%	29 85.3%	110 52.6%	1 2.9%	0 1.0%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	0 0.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	22 10.7%	0 0.0%	24 11.5%	0 0.0%	▲2 ▲0.8%
エ. 行政職員 (一般職員)	0 0.0%	25 12.2%	0 0.0%	26 12.4%	0 0.0%	▲1 ▲0.2%
オ. 市町村長	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%
カ. その他	4 11.8%	38 18.5%	5 14.7%	42 20.1%	▲1 ▲2.9%	▲4 ▲1.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【その他の具体的な内容】民児協会長／現委員／町内会長等／推薦地域

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 独自の説明資料や パンフレットがある	8 23.5%	33 16.1%	9 26.5%	25 12.0%	▲1 ▲2.9%	8 4.1%
イ. 独自の説明資料や パンフレットはない	24 70.6%	159 77.6%	25 73.5%	173 82.8%	▲1 ▲2.9%	▲14 ▲5.2%
ウ. その他	2 5.9%	12 5.9%	0 0.0%	11 5.3%	2 5.9%	1 0.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【その他の具体的な内容】道民児連のパンフレット／検討中

設問10 候補者探しにあたって工夫していること【自由記述】

記載量 34民児協中9民児協が回答 回答率26.5%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・委員全員で候補者を探し、会長含め数人で訪問し協力を依頼する。
- ・三役には令和6年4月の段階で名簿を渡し、少しずつ候補者探しを進めている。
- ・退任委員と地区会長が、担当地区の町内会長と相談し推薦をいただいたうえで、地区会長が候補者を訪問し、業務内容などを説明している。
- ・早い段階で候補者探しを行い、会長(役員も含め)が本人と面談を実施する。
- ・留任をお願いした委員には、町内会長等に次回の改選期に後任を推薦してもらうよう依頼をしている。
- ・町内会長、市民委員会の役員に対し、会議の折に一斉改選のことを話し、協力を求めている。
- ・地区市民委員会役員会(町内会長も集まる)での依頼。
- ・退任予定の委員は、後任者を見つける努力をすること、また、町内会長や役員とも相談し、適任者を早期に見つけるよう定例会でも話をする。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問11 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃すべき*	5 14.7%	130 63.4%	3 8.8%	127 60.8%	2 5.9%	3 2.6%
イ. 69歳未満にするべき	2 5.9%	11 5.4%	2 5.9%	19 9.1%	0 0.0%	▲8 ▲3.7%
ウ. 現状のまま(72歳未満)でよい	20 58.8%	7 3.4%	21 61.8%	7 3.3%	▲1 ▲2.9%	0 0.1%
エ. 75歳未満にするべき	5 14.7%	40 19.5%	4 11.8%	42 20.1%	1 2.9%	▲2 ▲0.6%
オ. 78歳未満にするべき	2 5.9%	9 4.4%	4 11.8%	10 4.8%	▲2 ▲5.9%	▲1 ▲0.4%
カ. その他	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	3 1.5%
無回答	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

※函館を除く他市は、現状値が「基準を設けてない（上記アに該当）」である

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃すべき	・ なり手不足の為、気力体力のある方であれば年齢制限を撤廃しなければ、現状の維持は困難になる。
イ. 69歳未満にするべき	・ 72歳で新任の場合、次の一斉改選で定年になってしまうので。 ・ 70歳以上になると新しいことを覚えるのに苦労するのと、高齢者が高齢者を見る形になり好ましいと思えない。
ウ. 現状のまま(72歳未満)でよい	・ 高齢になると覚える事が多くて、満足な活動ができない。 ・ 体力や気力等を考慮すれば、妥当。 ・ 最低でも2期は経験して欲しい。
エ. 75歳未満にするべき	・ 年齢制限を広げることで、少しでも委員選出の可能性を高めたい。 ・ 現在のなり手不足の状況からみて引き上げるべき。
オ. 78歳未満にするべき	

設問12 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7 20.6%	71 34.6%	5 14.7%	68 32.5%	2 5.9%	3 2.1%
イ. 69歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
ウ. 72歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	22 64.7%	85 41.5%	19 55.9%	110 52.6%	3 8.8%	▲25 ▲11.2%
オ. 78歳未満にするべき	5 14.7%	22 10.7%	10 29.4%	22 10.5%	▲5 ▲14.7%	0 0.2%
カ. その他	0 0.0%	24 11.7%	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	22 10.8%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

→ 前回調査と比べ、「オ. 78歳未満にするべき」が14.7ポイント減少した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・年齢で区切らず、委員継続についての判断を本人に任せても良いのではないか(年齢で一律に区切らなくてもよい)。
イ. 69歳未満にするべき	
ウ. 72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面の問題もあり、留任してほしい人には理由書をつけて継続してもらうと良い。 ・例外は認めない方が良い。体力的、能力的に個人差はあるが、年齢による低下はみられるので、地域の方のお世話をする側にいつまでもいるのはおかしいと思う。また、78歳あたりから、退任するというを受け入れられなくなる委員もいるので、定年ははっきりしているべきだと思う。 ・年齢制限がなくなれば、世代交替ができなく、先々活動に支障が生じると想像される。 ・特別に再任が必要と認めた者のみ、再任を考えることとする。 ・今まで積み重ねた経験から担当地区をフォローするのは良いと思うが、延長はなしの方がよい。
オ. 78歳未満にするべき	・欠員が増す事を想定し、少し引き上げ。但し不適格者発生の場合も考慮し78歳が妥当と思う。

設問13 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5 14.7%		5 14.7%		0 0.0%	
イ. 原則60歳未満にするべき	2 5.9%		0 0.0%		2 5.9%	
ウ. 原則65歳未満にするべき	1 2.9%		1 2.9%		0 0.0%	
エ. 現状のまま(原則72歳未満)でよい	20 58.8%		16 47.1%		4 11.8%	
オ. 原則75歳未満にするべき	6 17.6%		9 26.5%		▲3 ▲8.8%	
カ. その他	0 0.0%		3 8.8%		▲3 ▲8.8%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※函館を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

➔ 前回調査と比べ、「エ. 現状のまま（原則72歳未満）でよい」は11.8ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・ 民生委員児童委員として同列の活動にすべき。
イ. 原則60歳未満にするべき	・ 子どもの親に近い年齢が良いのではないかと思う。 ・ 学校や幼稚園など子供のことについての活動が多いため、若い人の方が、現在のことをキャッチしやすい。
ウ. 原則65歳未満にするべき	・ 今期から75歳未満に引き上げられたが、子育て中の保護者と感覚のギャップがあるので、少しでも年齢が近い方が良いと思う。後任を若い方をお願いすることを想定した場合、高齢になってからでは候補者を探せない。
エ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	・ 体力や気力等を考慮すれば、妥当。
オ. 原則75歳未満にするべき	

設問14 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7 20.6%		7 20.6%		0 0.0%	
イ. 原則65歳未満にするべき	4 11.8%		0 0.0%		4 11.8%	
ウ. 原則72歳未満にするべき	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい	19 55.9%		13 38.2%		6 17.6%	
オ. 原則78歳未満にするべき	4 11.8%		10 29.4%		▲6 ▲17.6%	
カ. その他	0 0.0%		4 11.8%		▲4 ▲11.8%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※函館を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

→ 「エ. 現状のまま（原則75歳未満）でよい」が半数以上の55.9ポイントを占めている。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	
イ. 原則65歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になってから務める委員ではないと思う。 ・なるべく若い人にバトンタッチして更に子どものことについて意識して欲しい。
ウ. 原則72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの立場、親の立場を理解できる限界はあると思う。良い相談相手になるには年齢の制限も必要。
オ. 原則78歳未満にするべき	

2 一般要件について

設問15 居住年数【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	11 32.4%		5 14.7%	84 40.2%	6 17.6%	
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	15 44.1%		21 61.8%	86 41.1%	▲6 ▲17.6%	
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	4 11.8%		7 20.6%	15 7.2%	▲3 ▲8.8%	
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	4 11.8%		1 2.9%	15 7.2%	3 8.8%	
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	5 2.4%	0 0.0%	
キ. その他	0 0.0%		0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	

※今回調査より他市における調査項目を変更したため、斜線部分はデータが存在しない。

➔ 前回調査と比べ「ア. 居住年数要件は撤廃するべき」は17.6ポイント増加し、「イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい」は17.6ポイント減少した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・町内、市民委員会等役員のなり手がいない中、居住年数は撤廃すべき。 ・なり手不足の中、自分の町内以外の区域を担当。担当区域が複数の町内会にまたがる。1町内会が複数の委員分かれている等もあり、状況の把握が十分とは云えない場合もある。 ・他の地域で経験がある場合等、採用調査を取り入れる等し、撤廃により幅を広げるべきと考える。
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上在住であれば、それなりに地域のことを理解し、また交流もある中で、活動が出来た方が見守られる側も安心。
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度地域の実情等を知った人が担当することが活動しやすく、3年程度あれば地域からの知名度も上がっていると考えられる。 ・年数に関係なく、地域に関心を持っていれば3年で充分だと思える。
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・2年あれば地域の実情が把握できると思う。 ・5年は長いです。地域に馴染んでいる方なら2年くらいで良い。
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

設問16 定例会出席率【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 出席率要件は撤廃するべき	2 5.9%	39 19.0%	4 11.8%	36 17.2%	▲2 ▲5.9%	3 1.8%
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	30 88.2%	145 70.7%	29 85.3%	153 73.2%	1 2.9%	▲8 ▲2.5%
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	1 2.9%	15 7.3%	0 0.0%	15 7.2%	1 2.9%	0 0.1%
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	0 0.0%	2 1.0%	1 2.9%	0 0.0%	▲1 ▲2.9%	2 1.0%
オ. 出席率要件は30%以上にすべき	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 2.9%	▲1 ▲0.5%
カ. その他	0 0.0%	4 2.0%	0 0.0%	4 1.9%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

→ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 出席率要件は撤廃するべき	
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、他の委員の取組みについての話を聞くなど、情報交換の場なので、最低60%、80%でも良いぐらいと考える。 ・出席率で活動を云々すべきではないと思う。 ・ある程度定例会に出席し、委員同士のつながりや、協議会の活動方針を理解するには、現状が妥当。 ・欠席ばかりでは、仕事の伝達もできない。 ・定例会が地区の委員の意識統一、情報交換・共有を図る場所として有効と考えている。
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	
オ. 出席率要件は30%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事で出席できない委員(特に若い世代)は退職後に期待しているため、出席率60%以上は厳しい要件である。
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

設問17 時間的余裕【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 活動時間の要件は撤廃するべき	13 38.2%	114 55.6%	15 44.1%	118 56.5%	▲2 ▲5.9%	▲4 ▲0.8%
イ. 現状のまま(14時間以上)でよい	9 26.5%	48 23.4%	13 38.2%	61 29.2%	▲4 ▲11.8%	▲13 ▲5.8%
ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更するべき	6 17.6%	39 19.0%	5 14.7%	20 9.6%	1 2.9%	19 9.5%
エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更するべき	6 17.6%	3 1.5%	1 2.9%	9 4.3%	5 14.7%	▲6 ▲2.8%
オ. その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ「イ. 現状のまま(14時間以上)でよい」は11.8ポイント減少し、「エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更するべき」は14.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 出席率要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり2時間はボランティアには少しきついと思う。 ・ 活動時間で縛るのは前時代的で委員としての品格を軽視していると思う。 ・ 相談内容で変化するので、活動時間を気にしながら活動していない。 ・ 必要な時に、それに応じて活動できればよいのではないだろうか。
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任する上で、活動時間の目安は必要であるが地域の実態から、あくまで目安であることを認識して行動。
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事をしている委員にとって1日2時間は厳しい。 ・ 1日あたり1時間だと仕事をしている委員も無理なく活動できる時間だと思う。
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤廃は乱暴だと思いますが、委員さんの空いている時間で活動をお願いしているため。 ・ 個人差はあると思うが、最低でも週4時間は確保できる方が望ましいと思う。 ・ 現職の方に14時間以上を求めるのは厳しいと思う。

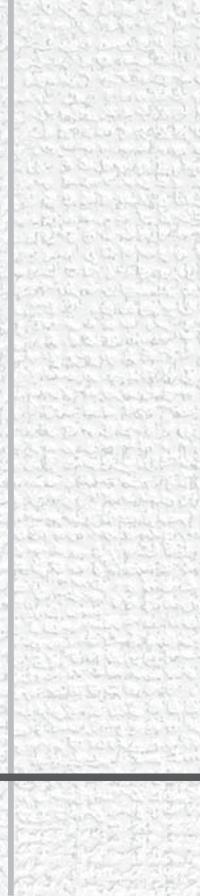
設問18 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

記載量 34民児協中17民児協が回答 回答率50.0%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・情報収集の難しさ：教員や市職員の退職者情報が得られない現状があり、民生委員のなり手不足が深刻化している。
- ・活動の硬直化：現在の民生委員活動は、行政の指導下であり、活動報告や研修参加が半強制的で、楽しい活動でなければ人が集まらない。
- ・地域活動の衰退：町内会活動の衰退や個人情報保護法の影響で世帯調査が難しくなり、民生委員法に則った活動が求められる中で、なり手を依頼することが難しい。
- ・行政の役割と責任：後任探しは個人の努力に依存しているが、行政が組織的に民生委員を探す仕組みを作ることが急務である。
- ・若い世代の参加促進：高齢化が進む中で、若い世代が活動しやすい方法を模索し、地域の役員や民生委員が新しい人材を積極的に探す必要がある。

調查票



No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかると意向に関する調査 調査票④【単位民児協用】

市町村	旭川市	単位民児協名	
-----	-----	--------	--

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握することと、委員候補者の発掘や、選任意向のある委員への留任の働きかけの手法等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行い、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・ 設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 lin 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
- ・ 提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご使用ください。様式は市連合民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただきます。

【調査票の提出について】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出ください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。
なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和7年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

※特になければ空欄ではなく「なし」とご記入ください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化、高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時に、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にごどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（ _____ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ _____ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ _____ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ _____ ）

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、旭川市が定める選任要領にもとづき、「旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

民生委員児童委員、主任児童委員（統一）
 新任の場合は原則72歳未満の者とする。ただし、地域の実情により72歳未満の者の選出が困難ややむを得ないと判断できるときは、例外的に75歳未満の者も認めるものとする。
 再任の場合は原則75歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分に勘察し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により75歳未満の者の選出が困難ややむを得ないと判断できるときは、例外的に78歳未満の者も認めるものとする。

（新任民生委員児童委員の年齢制限）

設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 69歳未満にするべき
 - ウ. 現状のままで(72歳未満)でよい
 - エ. 75歳未満にするべき
 - オ. 78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問11の回答の理由）

（再任民生委員児童委員の年齢制限）

設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 69歳未満にするべき
 - ウ. 72歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(75歳未満)でよい
 - オ. 78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問12の回答の理由）

（新任主任児童委員の年齢制限）

設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 原則60歳未満にするべき
 - ウ. 原則65歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(原則72歳未満)でよい
 - オ. 原則75歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問13の回答の理由）

（再任主任児童委員の年齢制限）

設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 原則65歳未満にするべき
 - ウ. 原則72歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい
 - オ. 原則78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問14の回答の理由）

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問15 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に概ね5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 居住年数要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい
- ウ. 居住年数要件を2年以上にするべき
- エ. 居住年数要件を4年以上にするべき
- オ. 居住年数要件を1年以上にするべき
- カ. 居住年数要件を3年以上にするべき
- キ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問15の回答の理由)

(定例会出席率)

設問16 審査基準では、「再任に当たっては、地区民生児童委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 出席率要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい
- ウ. 出席率要件は40%以上にすることを要するべき
- エ. 出席率要件は50%以上にすることを要するべき
- オ. 出席率要件は30%以上にすることを要するべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問16の回答の理由)

(時間的余裕)

設問17 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 活動時間の要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（14時間以上）でよい
- ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問17の回答の理由)

設問18

これまでの設問の他、なり手不足の課題や、進民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。
※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。